

渚滑川減災対策協議会規約

平成28年4月26日

北海道開発局
網走開発建設部

渚滑川減災対策協議会規約

(名 称)

第1条 本会は、渚滑川減災対策協議会（以下「協議会」という）と称する。

(目 的)

第2条 協議会は、過去の出水の教訓を踏まえ、渚滑川水系における堤防の決壊や越水等に伴う氾濫に備え、河川管理者、道、市町村等が連携して減災のための目標を共有し、ハード対策とソフト対策を一体的、計画的に推進することにより、社会全体で常に洪水に備える「水防災意識社会」を再構築することを目的とする。

(事 業)

第3条 協議会は次の事業を行う。

- (1) 洪水の浸水想定等の水害リスク情報を共有するとともに、各構成員がそれぞれ又は連携して実施している現状の減災に係る取組状況等について共有する。
- (2) 円滑かつ迅速な避難、的確な水防活動及び円滑かつ迅速な氾濫水の排水等を実現するために各構成員がそれぞれ又は連携して取り組む事項をまとめた地域の取組方針を作成し、共有する。
- (3) 地域の取組方針に基づく対策の実施状況を確認する。
- (4) その他、大規模氾濫に関する減災対策に関して必要な事項を実施する。

(組 織)

第4条 協議会は、次に掲げる関係機関をもって組織する。

- (1) 網走開発建設部
- (2) 網走地方気象台
- (3) オホーツク総合振興局
- (4) 陸上自衛隊第25普通科連隊
- (5) 北海道警察北見方面本部
- (6) 関係市町
- (7) 関係消防本部

2 協議会に幹事会を置く。

(役 員)

第5条 協議会には次の役員を置く。

- (1) 会長 1名 網走開発建設部長
- (2) 副会長 1名 オホーツク総合振興局長
- (3) 幹事長 1名 網走開発建設部次長（河川・道路担当）

(会長及び副会長)

第6条 会長は協議会を代表し、副会長とともに会務を統括する。

(委員及び協議会)

第7条 委員は別表1に掲げる関係機関の長並びに担当部局長をもってあてる。

2 協議会は必要に応じて会長が招集し、協議会の運営についての基本方針を決定する。

(会議の公開)

第8条 協議会は、原則として報道機関を通じて公開とする。ただし、審議内容によっては、協議会に諮り、非公開とすることができます。

2 幹事会は原則非公開とし、幹事会の検討結果を協議会に報告することにより公開とみなす。

(協議会資料等の公表)

第9条 協議会に提出された資料等については速やかに公表するものとする。ただし、個人情報等で公表することが適切でない資料等については、協議会に諮り、非公表にすることができる。

2 協議会の議事については、事務局が議事概要を作成し、出席した委員の確認を得た後、公表するものとする。

(幹事長)

第10条 幹事長は会長の下にあって幹事会を運営し会務を処理する。

(幹事及び幹事会)

第11条 幹事は別表2に掲げる関係機関の担当者をもってあてる。

2 幹事会は必要に応じ幹事長が招集し、協議会の目的達成のための事業を推進する。

3 幹事会の事業は会長に報告し、その承認を受ける。

(事務局)

第12条 協議会及び幹事会の事務局は、網走開発建設部治水課及び遠軽開発事務所に置く。

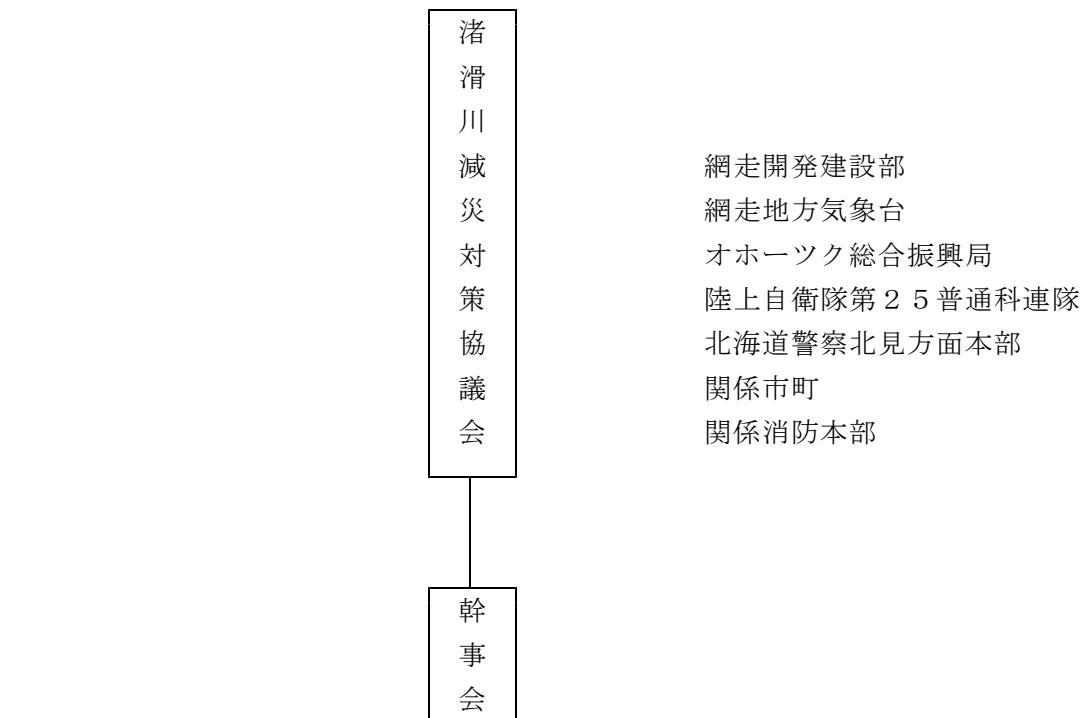
(雑則)

第13条 この規約に定めるもののほか必要な事項は協議会が決定する。

(附則)

この規約は、平成28年4月26日から施行する。

渚滑川減災対策協議会 構成図



別表1 琵琶湖流域防災対策協議会 協議会一覧表

関 係 機 閣	委 員
網走開発建設部	部長〔会長〕 次長
網走地方気象台	台長
オホーツク総合振興局	局長〔副会長〕
陸上自衛隊第25普通科連隊	連隊長
北海道警察北見方面本部	警備課長
紋別市	市長
紋別地区消防組合	消防長

別表2 濁滑川減災対策協議会 幹事会一覧表

関 係 機 閣	幹 事 委 員
網走開発建設部	次長（河川・道路担当）〔幹事長〕 公物管理課長 治水課長 防災対策官 遠軽開発事務所長 防災管理官
網走地方気象台	地域政策部長 網走建設管理部長 地域政策課主幹 治水課長
オホーツク総合振興局 陸上自衛隊第25普通科連隊	連隊本部第3科長
北海道警察北見方面本部	警備課長補佐
紋別市	庶務課長
紋別地区消防組合	警防課長